

横浜地方裁判所相模原支部 令和●●年(〇〇)第●●号 差押債権取立請求事件
国側当事者・国
令和6年6月28日認容・確定

判 決

原告	国
同代表者法務大臣	小泉 龍司
同指定代理人	別紙指定代理人目録のとおり
被告	株式会社Y
同代表者代表取締役	A
同訴訟代理人弁護士	林 友宏
同	森田 啓正

主 文

- 1 被告は、原告に対し、322万円及びこれに対する令和3年11月2日から支払済みまで年3分の割合による金員を支払え。
- 2 訴訟費用は被告の負担とする。
- 3 この判決は、第1項に限り、仮に執行することができる。

事実及び理由

第1 請求

主文同旨

第2 事案の概要

本件は、原告が、滞納国税を徴収するため、国税徴収法67条に基づき、当該滞納者が被告に対して有する事業譲渡の代金債権の取立権を取得し、被告に対し、当該代金322万円及びこれに対する弁済期の翌日である令和3年11月2日から支払済みまで民法所定の年3分の割合による遅延損害金の支払を求める事案である。

1 前提事実(後掲証拠等により容易に認められる事実)

- (1) 被告は、平成30年6月●日に成立し、介護保険法に基づく通所介護事業等を目的とする資本金の額が50万円の株式会社であるところ、地域密着型通所介護事業を始めることを検討していた際、B株式会社を通じて、株式会社C(介護保険法に基づく地域密着型サービス事業等を目的とする株式会社。以下「C」という。)が神奈川県大和市●●所在の事業所「D」(以下「本件事業所」という。)において行っている地域密着型通所介護事業の紹介を受け、当該事業を譲り受けることを前提に、Cとの間で、平成31年1月21日付け事業譲渡契約書を取り交わした。当該契約書には、次のような記載がされている。(甲1、3)

「第1条 目的

甲(C・引用者注)は、甲が下記に定める事業所(以下「本事業所」という。)において営む地域密着型通所介護事業(以下「本事業」という。)を乙(被告・引用者注)に譲渡

し、乙はこれを譲り受ける（以下「本事業譲渡」という。）。

所在地：神奈川県大和市●●

事業所名：D

第2条 譲渡財産等

1 前条により譲渡すべき財産（以下「譲渡財産」という）は、以下のとおりとする。

- ① 本事業の営業権
- ② 本事業所にかかる賃貸借契約（以下「対象賃貸借契約」という。）
- ③ 本事業で使用する設備、備品、車両一式

2 乙は、本事業に関連して甲が負担する買掛金その他の未払金、借入金その他一切の債務は承継しないものとする。

3 乙は、本事業所に関連して甲が有する敷金債権及び保証金債権を譲り受ける場合、第3条の譲渡代金に加算するものとする。

4 乙は、乙の責任において、本事業所に関する地域密着型通所介護事業所の指定を受けるために必要な人員を確保するものとする。但し、甲は、乙が甲の従業員を雇用するための協力を最大限行うものとする。

第3条 譲渡代金

1 譲渡代金の対価（以下「譲渡代金」という。）は、金4,000,000円（消費税別）とする…。」

「第4条 本事業譲渡の実行

1 本事業譲渡の実行日は、大和市より、本事業所に関する地域密着型通所介護事業所の指定を受けた日（以下「実行日」という。）とする。

2 甲は、次項に基づく乙の義務の履行と引き換えに、実行日において譲渡財産を乙に承継させ又は引き渡す。

第5条 前提条件

前条第3項に基づく乙の義務の履行は、実行日において以下の各条件が全て充足されていることを前提条件とする。但し、乙は、任意の裁量により、当該前提条件の全部又は一部を猶予し又は放棄することができる。なお、本項但書に基づく乙の前提条件の全部又は一部の放棄は、乙による損害賠償請求権その他の権利の行使の妨げとなるものではない。

- ① 乙が、大和市より、本事業所に関する地域密着型通所介護事業所の指定を受けていること
- ② 前号のほか、関係法令上、乙において、実行日より本事業の営業を開始するために必要な監督官庁の許認可の取得その他の行政手続がある場合には、当該許認可の取得及び行政手続が完了していること
- ③ 甲が次条に定める義務を全て履行していること
- ④ 第7条1項及び第12条1項に基づく甲の表明保証が真実かつ正確なものであること

第6条 甲及び乙の義務等

1 甲は、実行日までの間、以下の各事項を遵守するものとする。

- ① 善良なる管理者の注意をもって譲渡財産の管理を行うものとし、譲渡財産に重大な変更を加えようとするときは、予め乙と協議すること
- ② 譲渡財産中、名義変更が必要なものの名義の変更手続を行うこと

- 2 乙は、実行日までの間、以下の各事項を遵守するものとする。
- ① 甲が前項②に定める義務を履行するにあたり、協力すること。
 - ② 乙の責任において大和市より、本事業所に関する地域密着型通所介護事業所の指定申請を行い、受理されること。
- 3 甲及び乙は、実行日までの間、及び実行日以降において、以下の事項を遵守するものとする。
- ① 甲及び乙は、本事業譲渡が円滑に行われるように最大限努力するものとし、誹謗中傷などを行い、本事業の営業活動を妨げてはならないものとする。

第7条 表明及び保証

- 1 甲は、乙に対し、本契約締結日及び実行日において、別紙1記載の各事項が真実かつ正確であることを表明し、保証する。」

「第10条 解除

- 1 甲及び乙は、本契約締結日以降実行日までに、相手方当事者が以下の各号のいずれかに該当する場合には、催告なくして、本契約を解除することができる。この場合において、解除した者が相手方当事者に対して、解除により生じた損害の賠償請求をすることを妨げない。
- ① 相手方当事者の表明及び保証に重大な違反があったとき
 - ② 相手方当事者に本契約上の義務の重大な違反があり、相手方当事者に対する書面による催告後、遅滞なくその違反が是正されなかったとき
 - ③～⑥ 略」

「第12条 反社会的勢力の排除

- 1 甲及び乙は、相手方に対し、本契約締結時において、自己、自己の役員及び自己の株主等自己の関係者が暴力団、暴力団員、暴力団関係企業・団体又はその関係者、その他の反社会的勢力点…ではないことを表明及び保証する。」

「【別紙1】甲による表明保証

- 1 甲は、日本法の下で適法に設立され、有効に存続している法人であり、また、その財産を所有し、本契約を締結し、かつ本契約上の義務を履行するために必要な権利能力及び行為能力を有している。
- 2 甲は、本契約の締結及び本契約上の義務の履行に関し、会社法、甲の定款、取締役会規則その他法令及び甲の会社規則に従った必要な社内手続をすべて履行している。
- 3 本契約は、甲の適法、有効、かつ法的拘束力を有する執行可能な義務を構成する。
- 4 甲による本契約の締結及び本契約上の義務の履行は、(i) 甲の定款、取締役会規則、その他の会社規則に違反せず、(ii) 甲を当事者とし、若しくはその資産を拘束する契約に違反せず、(iii) いかなる法令にも違反せず、かつ甲に対する、若しくはこれを拘束する判決、命令、決定、裁定若しくはその他の処分に違反しない。
- 5 甲は譲渡財産について完全かつ単独の権利を保有し、かつ、これについて適法かつ有効な第三者に対する対抗要件を具備している。また、譲渡財産は、いかなる質権その他の担保権及び借借権その他の利用権、その他の権利又は負担の対象となっておらず、かつ、本事業の実施に支障を及ぼす瑕疵も存在しない。
- 6 譲渡資産又は本事業について判決、決定、命令又は裁判上の和解はなく、譲渡資産又

は本事業に関して訴訟その他の法的手続又は行政手続が裁判所又は行政機関に係属しておらず、そのおそれもない。また、本事業の実施は、第三者のいかなる権利も侵害するものではない。」

- (2) Cが締結していた本件事業所の賃貸借契約は、平成31年3月31日をもって終了したところ、本件事業所の賃貸人は、同月、Cが被告に賃借権を譲渡して本件事業所を現状有姿で被告に引き渡すことを承諾し、敷金30万円をCから被告に引き継いだ。(甲9)
- (3) 被告は、令和元年5月31日、大和市に対し、本事業所に関する地域密着型通所介護事業所の指定申請を行った(ただし事業所名は「E」)ところ、同市は、同年8月1日にこれを許可する一方、Cは、同年7月31日に「D」の廃止の届出をした。(甲4)
- (4) 被告がCとの間で締結した平成31年1月31日付け事業譲渡契約に基づく代金額は、432万円であるところ、被告は、Cに対し、合計110万円しか支払っておらず(うち10万円は令和元年8月27日の支払)、322万円が未払となっている。(甲11)
- (5) 被告は、設立年度である令和元年5月期(同期中にCとの平成31年1月31日付け事業譲渡契約が締結されている。)の決算において、無形固定資産として営業権432万円を計上した(当該営業権は、令和2年5月期から令和5年5月期までの各決算において継続して償却処理されている。)
- (6) Cは、令和元年10月1日当時、別紙「租税債権目録(1)」のとおり国税を滞納していたところ、同日、東京国税局財務事務官は、当該滞納国税を徴収するため、Cが被告に対して有する平成31年1月31日付け事業譲渡契約に基づく代金支払請求権を差し押さえ、当該差押えに係る債権差押通知書は令和元年10月1日に被告に送達された。(甲2の1、7)
- (7) Cは、令和元年10月31日付け株主総会の決議により解散し、令和5年の時点でも稼働していなかった。
- (8) 原告は、令和3年10月7日、被告に対し、同月4日付け差押債権支払催告書をもって、同年11月1日を支払期限としてCと締結した平成31年1月31日付け事業譲渡契約に基づく未払代金の支払を求めた。
- (9) 被告は、令和5年7月24日、Cに対し、平成31年1月31日付け事業譲渡契約に基づく譲渡財産の引渡債務が履行不能となったことを理由に、当該契約を解除する旨の意思表示をした。(乙17の1・2)

2 争点

- (1) 譲渡財産の引渡債務の履行不能を理由とする解除の効力
(被告)

①譲渡契約の譲渡財産に含まれる動産類のいずれもが破損又は劣化しており事業に使用できない状態にあったし、本件事業所の内部に大量の不用品が残置されていたことから、被告が自ら動産類の再調達をするとともに不用品の処分費用を支出したこと、②本件事業所名である「D」の継続的な利用が認められず、本件事業所名の変更を余儀なくされたこと、③本件事業所も賃貸借契約、譲渡契約の実行日時点での利用者との間の介護に関する契約及び従業員との間の雇用契約は、Cから承継する予定であったのに承継することができず、被告が新規に契約を締結せざるを得なかったことから、被告は、Cから譲渡財産の引渡しを受けていないところ、Cは令和元年10月31日に解散し稼働していないことから、Cの引渡債務は履行の全部が不能となった。

(原告)

本件事業所で使用する設備・備品・車両一式が破損・劣化し使用できなかったことや被告がこれらを再調達したとは認められないし、被告は、Cと契約を締結する際、譲渡財産は現状有姿で引き渡すことに同意していた。また、契約にはCが被告に対し本件事業所の名称を継続して利用させる義務を負う旨の定めはない。さらに、本件事業所の賃貸人は、Cが被告に対し本件事業所の賃借権を譲渡することなどを承諾していたし、本件事業所の利用者との間の介護に関する契約や従業員との間の雇用契約は譲渡財産の対象ではなかった。

(2) 錯誤

(被告)

被告は、Cとの契約締結の際、事業目的のため組織化され有機的一体として機能する財産で組織化され、有機的一体として機能する事業の実態が存在することを動機として表示し、契約の内容となっていたところ、(1) ①ないし③のとおり、事業所名、動産類の財産、契約関係といった点において、事業を構成する組織化され有機的一体となった財産の実態がなく、当該財産を引き継ぐことができなかったから、錯誤があり、Cとの契約は無効である。

(原告)

被告が主張する動機が契約の際に表示されていたとはいえないし、被告は、Cとの譲渡契約を解除することなく地域密着型通所介護事業所の指定を受けて事業を行っており、錯誤があったとはいえない。

第3 争点に対する判断

1 争点(1)(譲渡財産の引渡債務の不履行を理由とする解除の効力)について

証人Fの証言(同証人の陳述書(乙41)を含む。)及び被告代表者尋問の結果(被告代表者の陳述書(乙42)を含む。)中には、第2の2(1)における被告の主張に沿う供述部分があり、証拠(乙18ないし40)及び弁論の全趣旨によると、被告は、平成31年4月10日から令和元年9月27日にかけて物品等(大部分が消耗品や食料品)を購入したことが認められるものの、購入した物品等の性質等に照らすと、当該購入の一事から直ちに譲渡契約の譲渡財産に含まれる動産類のいずれもが破損又は劣化しており事業に使用できない状態にあったと推認することは困難である(証拠(甲5)によると、Cの代表清算人は、東京国税局の職員に対し、被告がCから本件事業所内を現状有姿で引渡しを受けることに納得して譲渡契約を締結した旨の回答をしていることが認められる。)一方、Cが締結していた本件事業所の賃貸借契約は、平成31年3月31日をもって終了したところ、本件事業所の賃貸人は、同月、Cが被告に賃借権を譲渡して本件事業所を現状有姿で被告に引き渡すことを承諾し、敷金30万円をCから被告に引き継いだこと、被告は、令和元年5月31日、大和市に対し、本事業所に関する地域密着型通所介護事業所の指定申請を行ったところ、同市は、同年8月1日にこれを許可したこと、被告は、同月27日、Cに対し、譲渡代金として10万円を支払ったこと、被告は、設立年度である同年5月期の決算において、無形固定資産として営業権432万円を計上したこと、被告は、原告から令和3年10月4日付け差押債権支払催告書の送達を受けるまで、Cに対し譲渡財産の引渡し等事業譲渡契約に基づく債務の履行を求めた形跡がないことなど前示事実関係に照らすと、被告がCから事業譲渡契約に係る譲渡財産の引渡しを受けなかったということは困難であるし、前示事実関係によると、本件事業所の名称の継続的な利用や譲渡契約の実行日時点での利用者との間の介護に関する契約

及び従業員との間の雇用契約が事業譲渡契約における譲渡の対象となっていたということは困難であって（これらは譲渡契約における譲渡財産の定めに含まれていない。賃借権については、前示のとおり被告はCから賃借権の譲渡を受け貸貸人もこれを承諾しており、この点でCの不履行があったとはいえない。）、証人F及び被告代表者の前示供述部分は、にわかに採用することができず、他に被告主張事実を認めるに足りる証拠はない。

2 争点（2）（錯誤）について

被告は、Cから譲渡財産の引渡しを受けていないことを前提に第2の2（2）のとおり主張するが、前示したところに照らして被告がCから譲渡財産の引渡しを受けていないとは認められないことから、被告の主張は、その前提を欠き失当である。

第4 結語

よって、主文のとおり判決する。

横浜地方裁判所相模原支部

裁判官 小林 邦夫

(別紙)

指定代理人目録

指	代	理	人	印	南	真	吾
定	同	同	同	濱	辺	直	希
	同	同	同	松	尾	和	哉
	同	同	同	下	村	雄	正
	同	同	同	渡	辺	季	太
	同	同	同	樋	渡		幸
	同	同	同	白	羽		峻
	同	同	同	久	保	泰	勝
	同	同	同	寺	本	信	久
	同	同	同	柿	原	太	郎
							以
							上

別紙 省略